

横浜市調達に係る苦情処理手続細則

平成11年6月1日 制定
平成16年4月1日 改正
平成17年7月21日 改正
平成24年4月1日 改正
平成26年10月22日 改正
平成31年2月1日 改正
令和4年3月22日 改正

(趣旨)

第1条 この細則は、横浜市入札等監視委員会運営要綱（以下「要綱」という。）及び横浜市調達に係る苦情処理手続要領（以下「要領」という。）に基づく苦情処理手続に関し、必要な事項を定めるものとする。

(提供を行うことが可能であった者)

第2条 要領第4条第1項の提供を行うことが可能であった者とは、調達手続への参加に関心を有し又は有していた者で、次の各号に掲げる者を含む。

(1) 入札に参加した者（製品又はサービスの提供を行った者を除く。）

- ア 一般競争入札に参加した者
- イ 指名競争入札に参加した者
- ウ 随意契約手続に何らかの対応をした者

(2) 入札に参加する予定はあったが、参加しなかった者

- ア 調達手続に違反があったため入札に参加しなかった者
- イ 調達機関が指名競争入札又は随意契約を行ったため、参加できなかった者
- ウ 入札参加資格手続において参加を認められなかった者

(3) 入札手続（随意契約を含む。）に間接的に参加する者

(協議の終了)

第3条 要領第4条第1項に基づく協議は、供給者又は調達機関のいずれからも、書面による通知をもって打ち切ることができる。

(協議の期間の取扱い)

第4条 要領第4条第1項に基づく協議終了の結果、苦情が解決に至らなかった場合には、協議に要した期間は苦情申立期間の進行が停止するものとし、その期間は苦情申立期間から除外する。

(横浜市の休日の定義)

第5条 横浜市の休日とは、横浜市の休日を定める条例（平成3年12月条例第54号）第1条第1項各号に掲げる日をいう。

(参加の意思の通知)

第6条 要領第6条第3項に基づく参加の意思は、参加の趣旨及び理由を明らかにした書面をもって通知しなければならない。

(参加の通知の取下げ)

第7条 要領第6条第4項に基づく取下げは、書面をもって行わなければならない。

2 委員会は、前項の規定に基づく取下げがあった場合には、苦情申立人及び関係調達機関に対し、遅滞なく、書面をもって、その旨を通知しなければならない。

(苦情の検討の手續)

第8条 要領第7条第1項に基づく苦情申立ての書類が郵便により提出された場合には、その郵便物の通信日付印により表示された日（その表示がない場合又はその表示が明瞭でない場合には、その郵便物について通常要する郵送日数を基準としたときにその日に相当するものと認められる日）に提出されたものとみなす。

2 要領第7条第3項に基づく苦情申立ての却下については、10日間では判断困難なこともあり得るので、申立て後「10作業日」以内に却下することを基本原則とするが、個別事情に応じあくまで例外的措置として「申立て後10作業日」を超えた場合も却下することができる。

3 関係調達機関又は委員会が誤って所定の期間よりも長い期間を苦情申立期間として教示した場合であって、その教示された期間内に苦情申立てがされたときは、当該苦情は、所定の苦情申立期間に申し立てられたものとみなす。

4 要領第7条第6項の規定に基づく公示は、次により行う。

(1) 公示方法

- ア 市庁舎掲示板
- イ 横浜市市民情報センターでの配架
- ウ 横浜市のホームページ

(2) 公示項目

- ア 苦情の受付番号
- イ 苦情申立人（匿名も可）
- ウ 苦情に係る調達機関名及び調達物品名・サービス名
- エ 苦情の概要
- オ 苦情処理手続への参加を希望する者に要求される手続
- カ 苦情処理手続を担当する事務局の名称及び所在地

5 調達機関とは、产品及びサービス又は公共事業等の調達を行う機関であって、横浜市の機関（地方自治法に定める市長、委員会及びその他の機関をいう。）及び公立大学法人横浜市立大学とする。

6 調達機関の長とは、市長とする。ただし、横浜市水道事業及び工業用水道事業の設置等に関する条例（昭和41年12月条例第64号）に規定する水道事業管理者、横浜市交通事

業の設置等に関する条例（昭和41年12月条例第65号）に規定する交通事業管理者及び横浜市病院事業の設置等に関する条例（昭和41年12月条例第60号）に規定する病院事業管理者並びに横浜市契約事務委任規則（平成11年4月横浜市規則第37号）の規定に基づき契約の締結に関する事務を委任された者並びに公立大学法人横浜市立大学の理事長は、調達機関の長とみなす。

7 代理人についての承認の申請の方式等は、次のとおりとする。

(1) 弁護士である代理人の権限を証明する要領第7条第8項第8号の書面には、代理人の所属する弁護士会の名称並びに代理人の事務所の名称及び所在地を記載しなければならない。

(2) 弁護士以外の者を代理人とすることにつき要領第7条第8項第6号の承認を求める場合には、その者の氏名、職業及び当該承認を求める者との関係その他代理人として適当であるか否かを知るに足りる事項を記載した書面をもって行わなければならない。

(3) 前号の書面には、代理人の権限を証明する要領第7条第8項第8号の書面を添付しなければならない。

8 要領第7条第8項第10号の承認を求める場合には、その者の氏名、職業及び当該承認を求める者との関係その他補佐人として適当であるか否かを知るに足りる事項を記載した書面をもって行わなければならない。

9 要領第7条第8項第16号の当該調達に関して実質的な利害関係を有する者とは、当該調達過程に技術者、アドバイザー、建築士などとして関与した者又は苦情申立人と縁戸籍係を含む人事上のつながりのある者をいう。

10 苦情申立ての取下げの手続は、次のとおりとする。

(1) 要領第7条第9項の規定に基づく取下げは、書面をもって行わなければならない。

(2) 委員会は、要領第7条第9項の規定に基づく取下げがあった場合には、参加者及び関係調達機関に対し、遅滞なく、書面をもって、その旨を通知しなければならない。

11 委員会は、苦情申立人及び参加者に対し、要領第7条第10項第1号の規定に基づく報告書の内容について公表しないように要請する。

12 要領第7条第10項第3号の商業上の秘密情報とは、秘密として管理されている生産方法、販売方法その他事業活動に有用な技術上又は営業上の情報であって公然と知られていないものをいう。

（検討の結果及び提案）

第9条 要領第8条第1項及び第2項の規定による報告書及び提案書の公表方法については、委員会が別に定める。

（苦情の受付及び処理状況の公表）

第10条 要領第10条の規定に基づく公表は、次により行う。

(1) 公表時期

市長は、四半期毎に苦情の受付及び処理のとりまとめを行い、直ちにその概要を公

表する。ただし、市長が必要と認める場合には、これ以外の時期にも公表することができる。

(2) 公表事項

委員会へ申立てが行われた苦情については、次に掲げる事項に該当する項目を公表する。

- ア 苦情番号
- イ 苦情申立日
- ウ 苦情申立人（匿名も可）
- エ 苦情に係る調達機関名及び調達物品名・サービス名
- オ 苦情の概要
- カ 苦情処理状況の概要
- キ その他必要な事項

附 則

この細則は、平成11年6月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成17年7月21日から施行する。

附 則

この細則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成26年10月22日から施行する。

附 則

この細則は、平成31年2月1日から施行する。

附 則

この細則は、令和4年3月22日から施行する。